

大山町告示第 号

公募による企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案者を随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）を実施するので、次のとおり公告する。

令和8年5月15日

大山町長 竹口 大紀

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

大山町魅力発信業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（予定）

(4) 予算上限額

提案上限額 9,234,000円（取引に係る消費税及び地方消費税含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、上記の予算上限額を超えてはならない。

2 参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 法人格を有し、かつ地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大山町暴力団排除条例（平成25年3月15日条例第14号）に定める暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続をしている団体でないこと。
- (4) 税（国税、県税及び市町村税）の未納がないこと。
- (5) 拠点が国内にある事業者。
- (6) 本町との協力、連携体制及び個人情報保護の体制を構築できるものであること。

3 業務委託者の選定方法等

提出された企画提案参加申出書等により参加資格審査を行い、企画提案参加事業者を選定する。次に、選定された事業者からの企画提案についてプレゼンテーションを実施する。

審査により選定された事業者と業務について契約交渉を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結する。なお、主な日程は次のとおりである。

実施内容	実施期間
公告及び実施要領の公表	令和8年5月15日（金）ホームページに記載
質問受付期間	令和8年5月22日（金）午後5時までに電子メールで
質問回答日	令和8年5月29日（金）（予定）までにホームページに記載
参加表明書受付期間	令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）
参加資格通知	令和8年6月上旬ごろ（予定）までに電子メールで
企画提案書受付期間	参加承認日から令和8年6月19日（金）午後5時まで（必着）
プレゼンテーション参加通知	令和8年6月下旬ごろまでを予定
プレゼンテーション	令和8年7月上旬ごろまでを予定
結果通知	令和8年7月中旬ごろまでを予定
契約締結	令和8年7月中旬ごろまでを予定

4 参加申込の手続き

(1) 実施要領等の交付

令和8年5月15日（金）から令和8年5月29日（金）までに、大山町ホームページから実施要領等の交付を受けること。

(2) 参加意向申出書等の受付

令和8年5月15日（金）から令和8年5月29日（金）午後5時まで企画提案参加申出書等を担当部署で電子メールにて受け付ける。

(3) 担当部署

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
大山町役場 総合戦略課
電話0859-54-5203（直通）
電子メール：senryaku@town.daisen.lg.jp

5 関係資料

この公告に付随する関係書類は次のとおりである。

- (1) 大山町魅力発信業務公募型プロポーザル実施要領
- (2) 企画提案参加申出書（様式1）

- (3) 会社概要書（様式2）
 - (4) 業務実績調書（様式3）
 - (5) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4）
 - (6) 役員名簿（様式5）
 - (7) 参加資格審査結果通知書（様式6）
 - (8) 参加辞退届（様式7）
 - (9) 質問・回答書（様式8）
 - (10) 大山町魅力発信業務仕様書
 - (11) 大山町魅力発信業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領
- ※なお、上記（1）から（11）の書類は、【大山町ホームページ】からダウンロードすることができる。

6 その他

本業務への参加予定者は、必ず実施要領等を確認すること。